

運輸の安全マネジメントへの取り組み・方針

■輸送の安全に関する基本方針

- 1.社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全輸送の実現を最優先課題として取り組みます。
- 2.関係法令・規則を遵守し、全社員が一丸となって誠実に業務を遂行します。
- 3.安心安全な輸送を提供するため、事故防止対策の継続的改善に取り組み、その向上に努めます。

■輸送の安全に関する2019年度目標

事故ゼロを目標として、会社全体で取り組む

目標 2019年度

重大事故・・・0件

人身事故・・・0件

有責事故・・・0件

健康起因・・・0件

事故統計 2018年度

重大事故・・・0件

人身事故・・・0件

有責事故・・・0件（軽微な車両損傷3件）

健康起因・・・0件

事故統計 2017年度

重大事故・・・0件

人身事故・・・0件

有責事故・・・0件（軽微な車両損傷3件）

健康起因・・・0件

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

2019年度の目標として有責事故0件を維持して事故防止に努めます。

目標への取り組み

バック事故皆無に挑戦

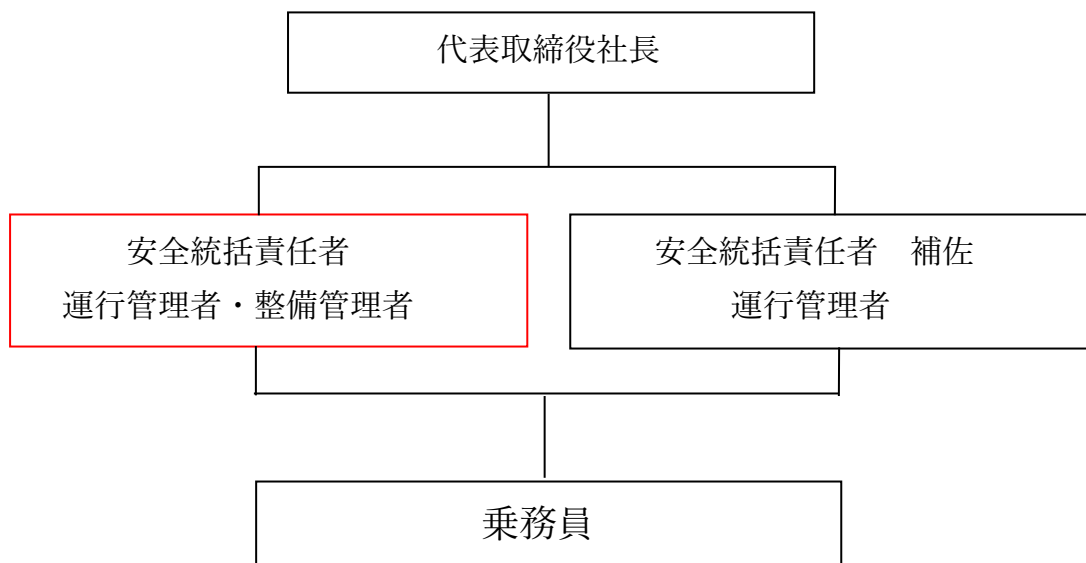
バック時には最大限の注意をすることに徹底します。基本的には、前回り、バックは前回りできない場合に行う。状況が分かりにくい場合は、後方確認をカメラに頼らず死角があることを踏まえ、運転席から降りて目視で確認する。

■輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

■輸送の安全に係る情報の連絡体制・組織体制

指令命令系統



■輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置及び計画

- 1.独自のマニュアルや国土交通省告示「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う。
- 2.「指導及び監督指針」に明記されている教育や訓練の計画をもとに行う。
- 3.安全講習を実施し、乗務員の安全意識および運転技能の向上を行う。
- 4.実際に現場で起きたヒヤリハット体験を乗務員から収集し、安全教育及び事故防止運動に活用を行う。

- 5.初任者運転、事故惹起者に対する指導教育及び再発防止を行う。
- 6.全国のバス事故情報を収集し運転者全員に発生状況と改善を周知させる。
- 7.運転者の健康状態を断続的に把握し健康状態に起因する事故の事故防止を行う。
- 8.健康診断は勿論、睡眠時無呼吸症候群 SAS のスクリーニング検査を受診する。
- 9.貸切バス安全性評価認定制度取得する
- 10.ドライブレコーダー等安全性に配慮した車両等の導入を行う
※全車両に補助席シートベルト装着完了
- 11.新任運転者研修、高齢運転者研修、運行管理者研修、運転者一般教育を行う。
- 12.NASVA 運転者適性診断を有効に活用し、事故防止に努める教育を行う。

■輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

■事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者にかかわる情報

運転者 9名 大型、中型、マイクロバスの運転履歴 平均25年
運行管理者 2名
整備管理者 1名 補助者1名

■事業用自動車に係る情報

中型バス 40人乗り 3台 業務用ドライブレコーダー設置 3台
マイクロバス 29人乗り 6台 業務用ドライブレコーダー設置 6台

■行政処分等/輸送の安全確保命令・事業改善措置命令

行政処分等はありません。